

五條市障害者活躍推進計画

機関名	五條市（市長部局・教育委員会部局）
任命権者	五條市長・五條市教育委員会教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年）
五條市における障害者雇用に関する課題	<p>○五條市においては、五條市教育委員会との特例認定により、両機関を合わせて障害者任免状況通報を行っている。</p> <p>○これまで、障害のある人を対象とした採用選考の実施や、障害者である職員の働きやすい環境の整備に取り組んできたが、採用から退職までにおける全ての障害者である職員に対応した障害者雇用の制度設計及び運用についての体制が整っておらず、障害者である職員の活躍のためには、さらなる体制整備や各種取り組みが必要である。</p> <p>○本計画のもと、障害のある職員を含むすべての職員が働きやすい環境づくりに取り組んでいくことが重要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。 現在の障害者の雇用数を下回らないよう、障害者の雇用について理解を図る。
②定着に関する目標	障害のある職員が、その能力を十分に発揮していくためには、障害の特性や本人の希望等に応じて無理なく安定的に働くことができる職場づくりが必要である。個々の障害特性に配慮した環境と仕事を確保するとともに、定期的な面談の実施等、職場定着のための取り組みを行う。

取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として市長公室秘書課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○障害者の能力や希望を踏まえ、所属長との人事考課の面談の際に障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p> <p>○現に勤務する障害者や今後採用予定の障害者の能力や希望等も踏まえ、年1回以上、組織内におけるアンケート等を実施、活用しながら、業務選定や職務の創出等について検討を行う。</p>
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談または人事考課面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p> <p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</p>
④その他	<p>各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるように、適切な支援、配慮に努める。</p>